

副本

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国 ほか1名

第22準備書面

令和3年1月15日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告国訴訟代理人

熊谷明彦

被告国指定代理人

石垣智子

新井吐夢

益子元暢

山門由美

川村聖

古川善健

近藤元樹

小野本敦

守谷純子

森下秀弘

竹澤重幸

谷 口 真 央
宮 川 和 大
布 村 希 志 子
小 林 勝
柴 田 延 明
瀨 田 祐 介
前 澤 い ず み
坂 上 陽
笠 原 達 矢
大 城 朝 久
仲 村 淳 一
後 藤 堯 人
吉 田 匡 志
田 上 雅 彦
井 藤 志 暢
末 永 憲 吾
小 西 美 菜 子
小 久 保 舞
村 田 太 一
田 口 達 也
正 岡 秀 章

大浅田

薰

小林源

裕

目 次

第1	はじめに	6
第2	「新規制基準及び適合性審査の手續上の問題点」(原告準備書面(14)第3)の各主張に対する反論	6
1	原子力規制委員会の独立性・専門性が確保されていないとする原告の主張には理由がないこと	6
	(1) はじめに	6
	(2) 原子力規制委員会について(乙A第41号証1ページ)	6
	(3) 原子力規制機関の独立性, 中立性に関するIAEA安全基準の要求(乙A第41号証1及び2ページ)	7
	(4) 原子力規制委員会設置に至る経緯(乙A第41号証2及び3ページ)	8
	(5) 原子力規制委員会は独立性, 中立性及び専門技術性を持つ機関として3条委員会という形で設置され, 原子力規制機関として必要な独立性, 中立性を有していること(乙A第41号証3及び4ページ)	8
	(6) 原子力規制委員会の委員らには欠格事由がある旨の原告の主張には理由がないこと	9
	ア 原告の主張の要旨	9
	イ 原告の主張には理由がないこと	10
	(7) 原子力推進官庁出身職員によって新規制基準を策定した手續は法令の趣旨に反する旨の原告の主張には理由がないこと	10
	ア 原告の主張の要旨	10
	イ 原告の主張は失当であること	11
2	設置許可基準規則等は十分な調査・検討なく策定されたもので不合理である旨の原告の主張には理由がないこと	11
	(1) 福島第一発電所事故の原因の全てが判明していない状況で策定した規制基準は不合理である旨の原告の主張には理由がないこと	11

ア	原告の主張の要旨	11
イ	原告の主張には理由がないこと	11
(2)	規制基準の見直しに当たり、十分な検討がなされていないとの原告の主張は失当であること	13
ア	原告の主張の要旨	13
イ	原告の主張は失当であること	14
(3)	小括	15
第3	「新規制基準及び適合性審査の内容に関する総論的な問題点」(原告準備書面(14)第4)の各主張に対する反論	15
1	放射性廃棄物の処理方法に関する原告の主張に理由がないこと	15
(1)	原告の主張と被告の主張の要旨	15
ア	原告の主張の要旨	15
イ	被告国の主張の要旨	16
(2)	使用済燃料の処分方法に関する事項は、本件設置変更許可処分の審査の対象とならないこと	16
ア	設置変更許可申請の段階では、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性のみが審査の対象となり、使用済燃料の処分方法は審査対象とならないこと	16
イ	小括	19
2	その他の原告の主張について	19
(1)	原告の主張	19
(2)	被告国の反論	19
ア	原告の主張①②について	19
イ	原告の主張③について	20
ウ	原告の主張④について	21

第1 はじめに

被告国は、本準備書面において、原告準備書面(14)における各主張、具体的には、①「新規制基準及び適合性審査の手続上の問題点」(同準備書面第3)の各主張に対する反論(後記第2)、②「新規制基準及び適合性審査の内容に関する総論的な問題点」(同準備書面第4)の各主張に対する反論(後記第3)をそれぞれ必要と認める限りで行うものである。

なお、略語は、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による(それらをまとめた「略称語句使用一覧表」を、本準備書面の末尾に添付する。)

第2 「新規制基準及び適合性審査の手続上の問題点」(原告準備書面(14)第3)の各主張に対する反論

1 原子力規制委員会は独立性・専門性が確保されていないとする原告の主張には理由がないこと

(1) はじめに

原告は、原子力規制委員会は、独立性・専門性が欠如しており「規制委員会が策定した新規制基準には、策定手続上の瑕疵がある」とか「新規制基準を策定し適合性審査を行った手続は、(中略)原子力関係法令の趣旨に反する」などと主張する(原告準備書面(14)第3の1及び2・11ないし14ページ)。

しかしながら、原子力規制委員会の委員長及び委員の構成は独立性・中立性・専門性が確保されたものであり、上記原告の主張には理由がない。以下、この点に関する説明を行った上で(後記2ないし5)、原告の主張に反論する(後記6及び7)。

(2) 原子力規制委員会について(乙A第41号証1ページ)

平成24年9月に原子力利用・推進部門から分離・独立して設置された原

子力規制委員会は、福島第一原発事故の教訓から高い独立性・中立性をもった組織である必要があるとして、いわゆる3条委員会（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）3条2項に規定される委員会のこと。以下、単に「3条委員会」という。）として設置され、独立かつ中立の立場で、専門技術的観点から原子力規制に必要な規則を定めるなど、原子炉に関する規制等に関する事務を所掌することとされている（設置法1条、3条及び4条参照）。

(3) 原子力規制機関の独立性、中立性に関する IAEA 安全基準の要求（乙A 第41号証1及び2ページ）

IAEA安全基準において、原子力規制機関は独立性・中立性を持つことを要求されている。すなわち、IAEA安全基準のうち、基本的な安全の目的と、防護と安全の原則を示している「基本安全原則」（SF-1）の原則2においては、政府の役割として、独立した規制機関を含む安全のための効果的な法令上及び行政上の枠組みが定められ、これを維持しなければならないとされている。そして、この原則の意図及び目的の説明として、原子力規制機関の中立性、独立性について、政府は、独立した規制機関を設置することに対する責任を負うこと、並びに規制機関は、自らの責任を完全に果たすために適切な法的権能を有すること及び利害関係者から不当な圧力を受けることがないように全ての機関から実質的に独立であることとされている。

また、この原則の下、現在と将来において人と環境の防護を確保するために満たされなければならない安全要件として、「政府、法律及び規制の安全に対する枠組み」（GSR Part 1 (Rev. 1)）が定められている。その中における要件4において、規制機関の独立性として、政府は、政府機関がその安全関連の意思決定において実効的に独立していることを確実なものとしなければならないと述べている。また、規制機関がその意思決定に不当な影響を及ぼす可能性のある責任又は利害を持つ組織とは機能面で分離されていることを確実なものとしなければならないと述べた上で、その説明として、規制機関

がその意思決定に対する不当な影響から実効的に独立しているためには、政治環境又は経済条件に係る圧力、又は政府各部門、許認可取得団体若しくは他の組織からの如何なる圧力にも左右されてはならないとしている。

(4) 原子力規制委員会設置に至る経緯（乙A第41号証2及び3ページ）

福島第一事故に関する原因究明のための調査・検証を行い、もって再発防止等に関する政策提言を行うことを目的として設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（通称：政府事故調）の報告書において、「原子力安全規制機関は、原子力安全関連の意思決定を実効的に独立して行うことができ、意思決定に不当な影響を及ぼす可能性のある組織から機能面で分離されていなければならない。これは、IAEAの基本安全原則も強調するところである。新たな規制機関は、このような独立性と透明性を確保することが必要である」旨の提言がされている。

そして、福島第一原発事故により得られた教訓を踏まえて、政府部内や国会において原子力規制機関の在り方についての検討が進められた。その結果として、新しい原子力規制機関においては、前記(3)（7ページ以下）で述べた原子力規制機関の独立性、中立性に関するIAEA安全基準を踏まえ、事業者からの独立性はもちろん、政治、経済政策、他の政府機関からの独立、そして権限、人事に関して独立した3条委員会とすることとされ、設置法が制定された。

(5) 原子力規制委員会は独立性、中立性及び専門技術性を持つ機関として3条委員会という形で設置され、原子力規制機関として必要な独立性、中立性を有していること（乙A第41号証3及び4ページ）

以上の経緯により、原子力規制委員会はその独立性、中立性を担保するため、国家行政組織法3条2項の規定に基づいて、3条委員会として設置された。

その委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の

確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て*1、内閣総理大臣が任命するものとされ(設置法7条1項)、委員長及び委員は、独立してその職権を行うものと規定されている(同法5条)。これらの規定により、原子力規制委員会に対する内閣の個別的な指揮監督権を排除していることに加え、委員長及び委員の任免を国会同意人事とすることにより、任期中は任命権者の一存で委員長及び委員を罷免することができず、身分保障の観点からも独立性が高められているものとなっている。

そして、3条委員会として設置された目的を達成するため、専門技術的事項について、独立かつ中立の立場から原子力規制に必要な規則を制定することができるよう、原子力規制委員会は規則制定権を有している(国家行政組織法13条、設置法26条)。

上記の法制上の措置によって、原子力規制委員会はその委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で、独立して職権を行使することが可能となり、IAEA安全基準においても求められている原子力規制機関として必要な独立性、中立性が保たれるようになっている。

(6) 原子力規制委員会の委員らには欠格事由がある旨の原告の主張には理由がないこと

ア 原告の主張の要旨

原告は、「原子力規制委員会設置法7条7項3号・4号は、委員長及

*1 委員長の任命について国会による同意が得られず、委員長及びその職務を代理する委員に欠員が生じる場合は、原子力緊急事態宣言がされている場合その他の特に緊急を要する事情がある場合限り、内閣総理大臣は、両議院の同意なく、委員長を任命することができる(設置法7条3項)。ただし、原子力緊急事態解除宣言がされたときその他の特に緊急を要する事情がなくなったときは、その後速やかに両議院の事後の承認を得なければならず、承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長を罷免しなければならない(設置法7条4項)。

び委員については原子力事業者等の役員，従業員などであったことを欠格事由としている」とした上で、「少なくとも2名に法律上の欠格事由がある」「規制委員会が策定した新規性基準には，策定手続上の瑕疵があるというほかない」旨主張する（原告準備書面(14)第3の1〔11ないし13ページ〕）。

イ 原告の主張には理由がないこと

しかしながら，設置法7条7項3号・4号は，それぞれ「原子力に係る製錬，加工，貯蔵，再処理若しくは廃棄の事業を行う者，原子炉を設置する者，外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず，これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者」「前号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず，これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者」（傍点は被告国による。）と規定しており，過去に原子力事業者の役員や従業者であったという経歴を有することが欠格事由に該当しないことはその文言から明らかである。

したがって，原告の主張は，独自の解釈にすぎず，理由がない。

(7) 原子力推進官庁出身職員によって新規制基準を策定した手続は法令の趣旨に反する旨の原告の主張には理由がないこと

ア 原告の主張の要旨

原告は，「原子力規制庁の職員の多くが旧原子力推進にかかる官庁の職員である」とし，「旧規制当局ないし原子力推進官庁出身の職員によって新規制基準を策定し適合性審査を行った手続は，規制委員会設置法等福島第一原発事故後の原子力関係法令の趣旨に反する」旨主張する（原告第(14)準備書面第3の2〔13及び14ページ〕）。

イ 原告の主張は失当であること

しかしながら、第一次的には規制の内容こそが規制の合理性を基礎づけるのであり、原告が述べる原子力規制庁の職員の出身母体等が、規制の内容にどのように影響を与えたのかについては何ら明らかではなく、原告もこの点について何ら主張していないのであって、原告の主張は失当というほかない。

なお、原子力利用と原子力規制を分離する趣旨から、原子力規制委員会設置法附則6条2項は、「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後5年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。」と規定しており、この規定に基づいた運用がされている。

2 設置許可基準規則等は十分な調査・検討なく策定されたもので不合理である旨の原告の主張には理由がないこと

(1) 福島第一発電所事故の原因の全てが判明していない状況で策定した規制基準は不合理である旨の原告の主張には理由がないこと

ア 原告の主張の要旨

原告は、「原子力規制委員会は、福島第一原発事故が未だ完全には収束せず原因が判明していないにもかかわらず、新規制基準を策定した。」「事故調査の調査が不十分なままに新たな規制基準を策定しても、災害の防止上支障がないものとは到底言えない。」などと主張する（原告準備書面(14)第3の3・14及び15ページ）。

イ 原告の主張には理由がないこと

原告の上記主張の趣旨は必ずしも判然としないものの、これを善解すれ

ば、福島第一発電所事故の原因の全てが判明していない状況の下では、同種事故の再発防止を可能とする新規制基準の策定は不可能であるにもかかわらず、原子力規制委員会は、福島第一発電所事故の原因を全て解明しないまま、現行の設置許可基準規則等を策定しているから、現行の設置許可基準規則等の策定経緯には不備等が存在し、かつ、その内容は不合理なものであるなどと主張するものと解される。

確かに、被告国第18準備書面第2の2(3)で述べたとおり、福島第一発電所事故で発生した全ての設備の故障及び破損の原因が全て明らかになっているわけではない。しかしながら、同準備書面第2の2(1)で述べた各種調査・検討の結果により、当該事故の発生及び進展に関する基本的な事象は明らかにされており、当該事故の発生及び進展は、最新の科学技術的知見に基づく重大事故等に関する研究結果と大きく異なるところはなかった。そして、これらの調査・検討結果により、福島第一発電所で起きたような事故を再度起こさないよう、共通要因に起因する設備の故障を防止するための対策の強化や、重大事故等が発生した場合における対策の要求の必要性等の教訓が得られているところである。

以上の結果を踏まえ、設置許可基準規則等の策定に当たっては、共通要因に起因する設備の故障を防止するため、地震・津波対策を含めた自然現象による損傷防止対策の強化等により事故防止対策が強化され、さらに、万が一、炉心の著しい損傷に至るおそれがある事故等が起きた際の対策として、重大事故等対策が新たに要求されたのである。

同準備書面第2の2(3)で述べたとおり、重大事故等対策は、事故防止対策として設計基準対象施設を設計する際に想定する状況を超える事態を想定し、対策するものであるため、もとより、具体的に施設・設備がどのように故障・損傷するか想定できない状態でも、炉心の著しい損傷や原子炉格納容器の破損を防止するための対策をとることが必要となる。例えば、

設計基準対象施設として要求されている交流動力電源（非常用ディーゼル発電機）が機能喪失する原因は、様々な事象が考えられる。福島第一発電所事故においては、津波により非常用ディーゼル発電機が機能停止したが、当該発電機の配電盤への海水の浸入による短絡（ショート）が原因なのか、または、津波の進入時の衝撃により損傷があったのか、具体的な原因が全て明らかになったわけではない。当該事故以外でも、非常用発電機の使用時に様々な機械的故障が発生し、機能喪失した例があり、また、今まで発生したことがないような、想定外の事象により機能喪失することも考えられるのである。

このように、機能喪失の具体的な原因は無数に考えられるため、それを全て特定し、各々に対策を取ることは不可能である。したがって、重大事故等対策では、原因を問わず、設計基準対象施設の持つ安全機能が喪失することをあえて仮定し、その場合でも、重大事故等対処施設等により、炉心の著しい損傷や原子炉格納容器の破損を防止すること等を要求している。

それゆえ、福島第一発電所事故の全ての原因の解明自体は、重大事故等対策に係る規制基準を策定する上で必ずしも必要ではなく、解明された事故の発生・進展状況から得られる教訓に加え、最新の科学的知見、海外の規制に関する最新知見等を結集することにより、合理的な規制基準を策定することは可能なのである。

以上によれば、福島第一発電所事故の全ての原因が判明していないことをもって、設置許可基準規則等が不合理であるとする原告の前記アの主張は理由がないというべきである。

(2) 規制基準の見直しに当たり、十分な検討がなされていないとの原告の主張は失当であること

ア 原告の主張の要旨

原告は、「新規制基準は、検討期間が絶対的に不足していることは誰の目にも明らか」「新規制基準策定の拙速さからしても、(中略)新規制基準は災害の防止上支障がないものとは到底言えない」、「パブリックコメントの期間が極端に短く、また、安全の根本に関わるような指摘は再度取り入れ、或いはさらに検討を重ねることをしておらず、単に形式上パブリックコメントをしたという体裁を整えただけのもの」などと主張する(原告準備書面(14)第3の4及び5・15ないし17ページ)。

イ 原告の主張は失当であること

- (ア) しかしながら、そもそも、規制基準の合理性は、当該基準の内容によって判断されるべきものであり、規制基準の内容に触れることなく、抽象的に、検討期間が短いことなどを理由に、規制基準が不合理であるなどという原告の前記主張は、それ自体失当であるといわざるを得ない。
- (イ) また、この点をおくとしても、福島第一発電所事故後、改正原子炉等規制法の施行に際して、規制基準が見直され、設置許可基準規則等が策定された経過は、被告国第18準備書面第3(21ページないし28ページ)で詳述したとおりであり、その検討は、規制委員会が設置される以前から行われていたものであるし、設置許可基準規則等は、上記事故の教訓や海外の規制等を踏まえ、中立的な各専門分野の学識経験者の有する最新の専門技術的知見を集約して策定されたものであるから、何ら不合理ではないというべきである。
- (ウ) また、被告国第18準備書面第3の2ないし4(22ないし28ページ)で述べたとおり、原子炉施設等基準検討チーム及び地震等基準検討チームは、それぞれ設置許可基準規則等の骨子案について意見公募手続を行い、その意見を踏まえて基準案を取りまとめた上で、当該基準案に対し、1か月間の意見公募手続を実施しているのであり、このように意見公募手続は2回にわたって実施されているのである。さらに、設置許

可基準規則等の骨子案や基準案を策定する検討チームの会合は公開されており、意見公募手続開始前から、一般に議論の内容及び経過を知ることができる状態であった。

以上のとおり、規制基準等の意見公募手続は、行政手続法39条に基づき適法に行なわれたものであることはもとより、上記手続が同法の趣旨に沿うものであったことは明らかであって、原告の、パブリックコメントは形だけのものであるとの主張は、これらの点を看過しているものであり、理由がない。

(3) 小括

以上のとおりであるから、策定経緯を根拠に設置許可基準規則等が不合理であるとする原告の前記各主張は理由がないか、失当である。

第3 「新規制基準及び適合性審査の内容に関する総論的な問題点」(原告準備書面(14)第4)の各主張に対する反論

1 放射性廃棄物の処理方法に関する原告の主張に理由がないこと

(1) 原告の主張と被告の主張の要旨

ア 原告の主張の要旨

原告は、「使用済み燃料その他の放射性廃棄物について環境に影響を与えないための方策について、新規制基準を策定せず、審査を行わないまま再稼働を許可し新たな放射性廃棄物を生み出すことを認めることは、原子炉等規制法に違反する」などと主張している(原告準備書面(14)第4の4・21ページ及び22ページ)。

原告の上記主張が、本件各処分のうち、いずれの処分について、いかなる違法があるというものかは、必ずしも明らかでないものの、原子炉等規制法43条の3の5第2項8号及び同法43条の3の6第1項4号等の規定を引用していることからすれば、設置変更許可申請に係る審査において、

「新規制基準」に放射性廃棄物の処理方法に係る規定がなく、適合性審査においてもこの点について審査を行っていないことが違法である旨主張するものと考えられる。

イ 被告国の主張の要旨

原子炉等規制法は、いわゆる段階的安全規制を採用しており、設置変更許可申請の段階では、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性のみが審査されるものである。そして、使用済燃料の処分の方法は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項ではなく、原子炉設置変更許可処分の審査の対象に含まれないから、本件設置変更許可処分の適法性に何ら影響し得ないものである。したがって、原告の上記主張は理由がない。

(2) 使用済燃料の処分の方法に関する事項は、本件設置変更許可処分の審査の対象とならないこと

ア 設置変更許可申請の段階では、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性のみが審査の対象となり、使用済燃料の処分方法は審査対象とならないこと

(7) 原子炉設置変更許可処分の差止訴訟においては、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項のみが審理の対象となること

被告国第5準備書面第1の2（7ないし8ページ）で述べたとおり、発電用原子炉施設に関する原子炉等規制法による安全規制は、発電用原子炉施設的设计から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に応じて規制を設けている（段階的安全規制。その詳細は、別紙「段階的安全規制」のとおりである。）。そして、発電用原子炉の設置（変更）許可に係る安全審査は、前述した段階的安全規制の冒頭に位置づけられ、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を審査、判断するも

のであり、これに続く発電用原子炉施設の細部にわたる設計（詳細設計）や発電用原子炉施設の建設・工事の前提となる基本的事項を確定する機能を有するものである。

このような原子炉等規制法の構造に照らすと、発電用原子炉の設置（変更）許可の段階の安全審査においては、専ら当該原子炉の基本設計の安全性のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならないというべきである。そうすると、原子炉設置変更許可処分の差止訴訟において審理、判断の対象となる事項は、基本設計ないし基本的設計方針に係る事項に限られることとなる。

この点については、伊方最高裁判決も、原子炉等規制法の構造に照らすと、原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性に関わる事項の全てをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性に関わる事項のみをその対象とするものと解するのが相当であると判示している（伊方最高裁判決・判決要旨3）。そして、高速増殖炉もんじゅの設置許可処分無効確認訴訟の差戻後上告審である最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決（民集59巻4号671ページ。以下「もんじゅ最高裁平成17年判決」という。）は、どのような事項が原子炉設置許可の段階における安全審査の対象となるべき当該原子炉施設の基本設計の安全性に関わる事項に該当するのかについて、当時の原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号所定の基準の適合性に関する判断を構成するものとして、原子力安全委員会（当時）の科学的、専門技術的知見に基づく意見を十分に尊重して行う主務大臣（当時）の合理的な判断に委ねられている旨判示しているところである（もんじゅ最高裁平成17年判決・判決要旨1）。

(イ) 使用済燃料の処分方法にかかわる事項は、設置変更許可処分の差止訴

訟における審理、判断の対象とならないこと

使用済燃料の処分の方法にかかわる事項は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針には全く関連しないものであるから、本件設置変更許可処分の差止訴訟における審理、判断の対象とならないことは明らかである。

原告が引用する原子炉等規制法43条の3の6第1項4号は、設置(変更)許可処分の基準として、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(中略)による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」(傍点は被告国による。)を規定しているところ、当該規定は、原子力施設の敷地内における核燃料物質等について、災害の防止上支障がないものであるかどうかなど、原子炉施設自体の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項について、それが同号に適合するかを審査する趣旨であって、使用済燃料の処分の方法等の原子炉施設以外の事項は、同号の安全審査の対象には含まれないものである。

また、原告が引用する原子炉等規制法43条の3の5第2項8号において、設置許可申請書に使用済燃料の処分の方法を記載することが要求されているのは、同法43条の3の6第1項1号が規定する「発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」という要件の判断資料とするためであって、当該事項を、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の審査において考慮するためではない。すなわち、使用済燃料の処分の方法に関する記載により、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の段階において、使用済燃料が適切に処理される方針であることを確認し、これを一つの考慮要素として、「発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」とい

う要件の有無を判断しようとしているにすぎない。

イ 小括

以上のとおり、使用済燃料の処分の方法に関わる事項は、本件設置変更許可処分の差止訴訟における審理、判断の対象とならないものであり、また、原告が引用する原子炉等規制法43条の3の6第1項4号及び同法43条の3の5第2項8号も、発電用原子炉の設置(変更)許可処分に際し、当該事項に関する審査を要求する趣旨ではない。

したがって、原告の上記主張には理由がない。

2 その他の原告の主張について

(1) 原告の主張

原告は、大要、①新規制基準は「適切」「適正」といった曖昧で不明確な基準が多く不合理である旨(原告準備書面(14)第4の1)、②田中俊一前原子力規制委員会委員長(以下「田中前委員長」という。)の「基準に適合しているということ判断した。安全だとは申し上げない。」などといった発言を捉えて、新規制基準は何ら安全性を確保できる内容となっていない旨(原告準備書面(14)第4の2)、③立地審査指針は現在も有効であるというべきであり、立地審査をせずになされた設置変更許可処分に瑕疵があることは明白である旨(原告準備書面(14)第4の3)、④原子力防災体制の整備は設置許可基準規則等において規制対象となっておらず、新規制基準は、確立した国際基準を踏まえるべきという原子力基本法2条2項にもとる状態となっている旨(原告準備書面(14)第4の4)主張する。

(2) 被告国の反論

ア 原告の主張①②について

原告は、概括的に新規制基準の不明確性についての批判や田中前委員長の発言を捉えた批判を行うのみであって、新規制基準のどの条文を不合理と考えているかが具体的根拠をもって示されておらず、失当である。

なお、田中前委員長の前記発言は、平成27年4月14日に福井地方裁判所が関西電力株式会社高浜発電所3、4号機の運転差止めを命じた仮処分決定において、債権者らの主張どおり、田中前委員長の別の発言を引用して「新規制基準によって安全が確保されないことを認めている」と認定されたことに関して、定例記者会見の場で問われた際に「私は度々ここでも申し上げてきましたけれども、絶対安全ですとは申し上げませんということを書いてきました。その意味が十分に御理解頂けなかったと感じています。これは1つの考え方ですので、絶対安全を求めると、結局事故は起こらないという安全神話に陥るといふことの反省からの、私どもはそういう立場で、常に安全を追求する姿勢を貫くということによってやってきているのですが、そういった趣旨が、意味が御理解頂けなかったということは、極めて残念だといふか、遺憾だと思います。」と述べたものである。よって、原告の主張は、田中前委員長の発言の一部分のみを取り上げてあえて曲解し、批判するものにすぎない。

イ 原告の主張③について

被告国第17準備書面で述べたとおり、設置許可基準規則においては、立地審査指針を採用していないが、現行法体系において、重大事故等対策が原子炉等規制法に規定され、重大事故（炉心の著しい損傷）に至るおそれがある事故や重大事故が発生した場合のより厳しい条件設定によるシナリオを検討し、その対策の有効性評価を行うこととしたこと等、深層防護の観点から、重大事故等対策が原子炉等規制法の要求事項となったこと、原子力防災対策の充実・強化がされたこと、などの理由により立地審査指針を採用しないこととされたのであって、「立地審査をせずになされた設置変更許可処分に瑕疵があることは明白」だとか「福島原発事故前よりも緩やかな基準による審査は許容されるべきではない」などとする原告の主張に理由がないことは明らかである。

ウ 原告の主張④について

被告国第12準備書面で述べたとおり、設置許可基準規則は、IAEA安全基準における深層防護の考え方の第1層ないし第4層までを踏まえて策定されたものである。すなわち、第1から3の防護レベルに該当する「設計基準施設」に関する事項と第4の防護レベルに該当する「重大事故等対処施設」に関する事項とを区分してそれぞれ設置許可基準規則に規定している。第5の防護レベルに該当する原子力災害の発生に係る防災計画の策定等については、我が国の法制度上、国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって措置されているのであって、設置許可基準規則等において原子力防災体制の整備が規制対象となっていないことをもって、確立した国際基準に反するなどとする原告の主張に理由がないことは明らかである。

以上

段階的安全規制

(段階)	(原子炉施設の状態)	(事業者の申請)	(原子力規制委員会の許認可等)
設計段階	着工前(施設の変更を含む)	原子炉設置(変更)許可の申請 基本設計	原子炉設置(変更)許可
		工事計画認可の申請 詳細設計	工事計画認可
	着工		
		保安規定認可の申請	保安規定認可
			使用前検査
運転段階	運転開始		保安検査
			施設定期検査 等
	運転開始から30年	高経年化対策制度に係る保安規定変更認可申請	保安規定変更認可
	運転開始から40年(運転期間を延長する場合)	高経年化対策制度に係る保安規定変更認可申請	保安規定変更認可
運転期間延長認可の申請		運転期間延長認可	
廃止措置段階	使用の終了	廃止措置計画認可の申請	廃止措置計画認可
	廃止措置の完了	廃止措置終了確認の申請	廃止措置終了確認

略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号
大間原子力発電所建設差止等請求事件
原告:函館市

略語	語彙	書面	ページ
数字			
2号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第5準備書面	28
3号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。」	第5準備書面	28
4号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」	第5準備書面	26
英字			
IAEA	国際原子力機関	第12準備書面	5
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第3準備書面 ※第19準備書面で変更	61
IAEA安全基準SSR-2/1	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第19準備書面 ※第3準備書面から変更	13
MS	異常影響緩和系	第11準備書面	12
PS	異常発生防止系	第11準備書面	12
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第16準備書面	13
IAEA閣僚会議日本政府報告書	原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について	第18準備書面	12
IAEA安全基準	原子力安全に係るIAEAの基準	第19準備書面	13
IAEA核セキュリティ基準	核セキュリティに係るIAEAの基準	第19準備書面	13

IAEA憲章	国際原子力機関憲章	第19準備書面	13
IAEA安全基準NS-R-3(改定第1版)	“Site Evaluation for Nuclear Installations” No.NS-R-3(Rev.1)	第19準備書面	18
IAEA安全基準SSR-1	新に策定されたIAEA安全基準SSR-1“Site Evaluation for Nuclear Installations”	第19準備書面	19
EUR	European Utility Requirements	第19準備書面	19
あ			
安全重要度分類	発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要度	第11準備書面	9
安全審査指針類	旧原子力安全委員会が策定してきた各指針	第5準備書面	36
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定,平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定,平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
い			
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27
異常影響緩和機能	発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能	第10準備書面	7
異常発生防止機能	その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能	第10準備書面	7
伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
入倉氏	入倉孝次郎京都大学名誉教授	第20準備書面	9
お			
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9
屋外火災	屋外における火災	第13準備書面	24
屋内火災	屋内における火災	第13準備書面	24

女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第18準備書面	19
か			
改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
外部事象	地震などの自然現象と外部人為事象といった発電所外の事象	第10準備書面	6
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第17準備書面	10
核セキュリティ勧告I NFCIRC/225(改訂第5版)	「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」(INFCIRC/225/Revision 5)	第19準備書面	16
技術基準規則			
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	第4準備書面	11
技術基準適合命令	平成24年改正前電気事業法40条に基づく, 経済産業大臣による事業用電気工作物の修理, 改造, 移転, 使用の一時停止, 使用の制限の命令	第5準備書面	11
技術的能力基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準	第13準備書面	10
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	13
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第13準備書面	10
規制法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	第6準備書面	16
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
緊急時対応	避難計画を含むその地域の緊急時における対応	第12準備書面	12
基本的目標a	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のa	第17準備書面	9
基本的目標b	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のb	第17準備書面	9
基本的目標c	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のc	第17準備書面	9
け			
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
原告準備書面(5)	原告の平成26年12月18日付け準備書面(5)	第7準備書面	5

原告準備書面(6)	原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)	第6準備書面	6
原告準備書面(9)	原告の平成27年9月29日付け準備書面(9)	第7準備書面	5
原告準備書面(10)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(10)	第11準備書面	5
原告準備書面(11)	原告の平成27年10月6日付け準備書面(11)	第6準備書面	6
原告準備書面(12)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(12)	第6準備書面	6
原告準備書面(13)	原告の平成28年(2016年)1月19日付け原告準備書面(13)	第6準備書面	6
原告準備書面(14)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(14)	第17準備書面	5
原告準備書面(15)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(15)	第15準備書面	6
原告準備書面(18)	原告の平成28年10月18日付け準備書面(18)	第16準備書面	8
原告準備書面(19)	原告の平成28年10月18日付け原告準備書面(19)	第9準備書面	6
原告準備書面(20)	原告の平成29年1月18日付け原告準備書面(20)	第13準備書面	7
原告準備書面(21)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(21)	第17準備書面	5
原告準備書面(22)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(22)	第12準備書面	5
原告準備書面(35)	原告の令和元年7月9日付け原告準備書面(35)	第19準備書面	5
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第5準備書面	12
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可	第5準備書面	26
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第16準備書面	13
原則的立地条件(1)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(1)	第17準備書面	8
原則的立地条件(2)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(2)	第17準備書面	8
原則的立地条件(3)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(3)	第17準備書面	8
原子炉施設等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
こ			
航空機	大型航空機	第13準備書面	12
航空機衝突影響評価	特定重大事故等対処施設における故意による大型航空機の衝突による影響の評価	第13準備書面	12

航空機衝突評価ガイド	実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド	第13準備書面	15
工場等	発電用原子炉を設置する工場又は事業所	第13準備書面	7
後段規制	原子炉の設計及び工事の方法の認可以降の規制	第5準備書面	8
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
さ			
3条委員会	国家行政組織法(昭和23年法律第120号)3条2項に規定される委員会	第22準備書面	7
し			
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	6
地震ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第14準備書面	11
地震本部	地震調査研究推進本部	第14準備書面	22
地震本部報告書	『「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)』(平成22年11月)	第14準備書面	22
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省第77号)	第4準備書面	12
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	6
重大事故等	重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条)、それに至るおそれがある事故(ただし、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故を除く。)とを併せたもの	第8準備書面	5
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」を併せて	第7準備書面	7
重大事故等対処設備	重大事故等に対処するための機能を有する設備	第11準備書面	15
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7

重要度分類指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第8準備書面	9
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第5準備書面	7
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第14準備書面	10
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第5準備書面	10
昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法院判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
昭和57年最高裁判決	最高裁判所昭和57年9月9日第一小法院判決(民集36巻9号1679ページ)	第6準備書面	19
審査基準等	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」	第5準備書面	35
地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	第18準備書面	18
地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
地震本部	文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部	第20準備書面	16
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)	第21準備書面	10
せ			
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15

設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	9
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30
設置許可基準規則等	原子力規制委員会が定めた設置許可基準規則、同規則の解釈及び審査ガイド等	第18準備書面	5
た			
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第14準備書面	8
耐震重要度	設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第11準備書面	9
耐震重要度分類	耐震重要度に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類	第11準備書面	9
竜巻ガイド	原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	第16準備書面	8
耐震指針	改正前を含む「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第18準備書面	18
大規模損壊	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉の大規模な損壊	第19準備書面	9
田中前委員長	田中俊一前原子力規制委員会委員長	第22準備書面	19
ち			
地域協議会	地域原子力防災協議会	第12準備書面	11
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	9
と			
東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9
特重審査ガイド	実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド	第13準備書面	11
東海第二発電所	日本原子力発電株式会社東海第二発電所	第18準備書面	19
な			
仲野意見書	仲野教授の意見書	第6準備書面	6
仲野教授	京都大学仲野武志教授	第6準備書面	6
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9

ね			
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面	31
は			
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第5準備書面	13
ひ			
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5
被告会社準備書面1	被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1	第6準備書面	26
被告国第1準備書面	被告国の平成26年12月25日付け第1準備書面	第2準備書面	4
被告国第4準備書面	被告国の平成27年10月6日付け第4準備書面	第6準備書面	21
被告国第5準備書面	被告国の平成28年1月12日付け第5準備書面	第7準備書面	5
被告国第6準備書面	被告国の平成28年7月14日付け第6準備書面	第7準備書面	5
被告国第7準備書面	被告国の平成28年10月18日付け第7準備書面	第8準備書面	5
被告国第12準備書面	被告国の平成30年2月9日付け被告国第12準備書面	第17準備書面	14
被告国第13準備書面	被告国の平成30年5月14日付け被告国第13準備書面	第19準備書面	6
被告国第18準備書面	被告国の令和元年7月17日付け被告国第18準備書面	第19準備書面	12
被告国第11準備書面	被告国の平成29年11月8日付け被告国第11準備書面	第21準備書面	6
被告国第9準備書面	被告国の平成29年4月21日付け被告国第9準備書面	第21準備書面	6
被告国第19準備書面	被告国の令和元年11月6日付け被告国第19準備書面	第21準備書面	6
被告国第10準備書面	被告国の平成29年8月2日付け被告国第10準備書面	第21準備書面	19
ふ			
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9
福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
福島第一発電所事故の技術的知見	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について(平成24年3月原子力安全・保安院)	第18準備書面	11
福島第二発電所	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	第18準備書面	19

藤原氏	藤原広行氏	第20準備書面	24
へ			
米国NRC	アメリカ合衆国原子力規制委員会	第16準備書面	13
平成9年最高裁判決	最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集51巻1号250ページ)	第6準備書面	20
平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集55巻2号283ページ)	第1準備書面	30
平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(訟務月報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集56巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56巻6号1134ページ)	第1準備書面	18
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
平成24年改正前電気事業法	設置法による改正前の電気事業法	第5準備書面	6
平成24年審査基準	平成24年9月19日付け審査基準等	第5準備書面	35
平成25年審査基準	平成25年6月19日付け審査基準等	第5準備書面	36
平成18年耐震指針	平成18年改正後の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	第18準備書面	18
平成13年耐震指針	平成18年耐震指針以前の平成13年耐震設計審査指針	第20準備書面	19
ほ			
保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26
本件訴え変更申立書	原告の平成27年7月7日付け訴えの交換的変更申立書(被告国関係)	第4準備書面	6
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	答弁書 ※第4準備書面で変更	5
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	第4準備書面 ※答弁書から変更	7
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5

本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第4準備書面	12
本件差止めの訴え	原告の本件設置変更許可処分をすることの差止めの訴え	第4準備書面	6
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会の本件設置変更許可申請に対する本件原子炉の設置変更許可処分	第4準備書面	6
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	第4準備書面	6
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」起草案	第1準備書面	52
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
防災指針	平成12年に改称された原子力施設等の防災対策について	第17準備書面	28
み			
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33
も			
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	答弁書	9
もんじゅ最高裁平成17年判決	差戻し後の上告審である最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決	第22準備書面	17
り			
立地審査の指針2.1	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2.1	第17準備書面	10
立地審査の指針2.2	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2.2	第17準備書面	10
立地審査の指針2.3	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2.3	第17準備書面	10
立地審査指針要求事項①	原則的立地条件(2), 基本的目標a, 立地審査の指針2.1	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項②	原則的立地条件(3), 基本的目標b, 立地審査の指針2.2	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項③	原則的立地条件(3), 基本的目標c, 立地審査の指針2.3	第17準備書面	14
れ			
レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)	第15準備書面	23
る			

炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	6
炉心損傷防止等有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防災対策の有効性評価に関する審査ガイド	第17準備書面	22